

選挙人名簿抄本閲覧申出書（政治活動）

記入日 ⇒ 平成 年 月 日

大多喜町選挙管理委員会委員長 様

申出者 氏名 **現職 若しくは 公職の候補者となろうとする者** ㊦

住所 **又は 政党その他の政治団体**
(電話番号)

（申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。）

下記のとおり、**政治活動（選挙運動を含む。）**をするため、選挙人名簿抄本を閲覧する必要がありますので、閲覧の申出をします。

1 活動の内容	政治活動（選挙運動を含む。）
2 閲覧事項の利用の目的	(できる限り具体的に記載すること。) 有権者の確認、支持者の確認 等
3 閲覧者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が閲覧する場合は本人の氏名、住所 ・他の者に閲覧させる場合は、閲覧させる者の氏名、住所
4 閲覧事項の管理の方法	(管理体制や廃棄の時期、方法等について具体的に記載すること。) <ul style="list-style-type: none"> ・〇〇事務所のロッカーにて保管し、〇〇選挙後に焼却処分 ・〇〇宅の金庫にて保管し、〇月中に裁断し処分
5 閲覧対象者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・第1投票区から第7投票区（町内全域の場合） ・〇〇地区 など
6 閲覧者に関する事項	(閲覧者が申出者が指定する者である場合、その旨を記載すること。申出者が政党その他の政治団体である場合には、併せて、閲覧者が当該政党その他の政治団体の役職員・構成員である旨記載すること。) <p>(申出者が公職の候補者となろうとする者の場合) 申出者が指定する者</p> <p>(申出者が政党その他の政治団体の場合) 申出者が指定する者(△△党□□支部長)、(〇〇後援会会長)など</p>
申出者が公職の候補者等であるとき	
7 立候補しようとする選挙の種類	(現職の場合は、その職名も併せて記載すること。) <p>千葉県議会議員 現職：大多喜町議会議員 *現職の者は、候補者となろうとする公職の種類と現在就いている公職の職名両方記載</p>
8 候補者閲覧事項取扱者の指定	別添申出書のとおり、法第28条の2第4項の規定による申出を 申出者及び閲覧者以外の者（申出者に使用される者に限る）に取扱いをさせる場合（閲覧ではなく閲覧し取得した情報の取扱）は、するに☑し、その三の申出書添付 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
申出者が政党その他の政治団体であるとき	
9 政治団体閲覧事項取扱者の範囲	閲覧者のほか、政治団体が閲覧の申出の際に明らかにした閲覧事項を取扱う者の範囲に属する者のうち当該政治団体が指定する者（これ以外の者は、同じ政治団体等の者でも取扱不可） 例：大多喜 太郎（〇〇党◇◇支部）、 大多喜 二郎（〇〇党◇◇支部）
10 承認法人の申出	別添申出書のとおり、法第28条の2第7項の規定による申出を 申出者（政党その他の政治団体）が、調査会社等他の法人に閲覧事項の取扱をさせる場合は、するに☑し、その四の申出書添付 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない
備考	(添付書類について記載すること。規則第3条の2第2項ただし書の規定により同項第2号ロに掲げる政治団体の実績を示す資料の添付を省略する場合には、その旨並びに当該政党その他の政治団体に所属する公職にある者（少なくとも1人）の氏名及びその者の公職の種類を記載すること。)

- 備考 1 この様式は、法第28条の2第1項の規定により、公職の候補者等又は政治団体が、政治活動（選挙運動を含む。）のために選挙人名簿の抄本の閲覧の申出をする申出書の様式である。
- 2 上記の欄8及び10中の別添申出書の様式は、それぞれ「その三」及び「その四」の様式に準ずるものとする。